

稲荷山武田病院

緩和ケア病棟 入院・退院基準について

<入院基準(対象:悪性腫瘍患者)>

【入院目的】

1. 患者さんの精神的、身体的苦痛を取り除き(症状緩和)、QOL(生活の質)の維持を目的とする。
2. 緊張感の続く在宅療養をされている患者さんもしくはご家族が、少し休憩するためのレスパイトケア(期間を定めて)を目的とする。
3. 患者さんの看取りを目的とする。
4. 在宅療養が困難な症状をアセスメントし、適切なマネジメントを実施後、再度在宅復帰を目的とする

【入院条件】

- 1) 患者さん及びご家族が緩和ケア病棟への入院を希望していること。
- 2) 現在治療を受けている主治医から、患者さん及びご家族が緩和ケア・緩和医療について説明を受けていること。説明を受けた緩和ケア病棟について、患者さん及びご家族が理解・了承されていること。
- 3) 患者さんが告知を受けていること。(告知が充分できていない、告知が難しい患者さんの場合は、緩和ケア病棟入院前面談の場で、その方にとって一番適切な方法を緩和ケア担当医師と話し合います。)

◇上記の目的・条件を満たす患者さんを入院基準対象者としております。

- * 入院前には、患者さんまたはご家族との面談をさせていただきます。(予約制)
- * 面談時に、入院費用等の説明も併せていたします。(入院負担金・室料など)
- * 面談後は入院判定会議にて審議し、早急に入院可と判定された場日は 14 日以内に入院の案内をさせていただきます。

<退院基準>

1. 患者さん及びご家族が退院を希望される場合。
2. 病状が安定していると判断できる場合。
3. 在宅ケアが可能と判断される場合。
4. 新たに、抗がん剤治療や放射線治療を希望される場合。
5. 悪性腫瘍以外の疾患に対し、治療を優先する必要がある場合。
6. 暴言・暴力などがあり、入院継続が不可能と判断される場合。